

認定権者記載欄

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(口 -)

平成 年 月 日

墨田区長様

【申請者】

事業所名

所在地

代表者名

®

私は表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品（以下「原油等」という。）の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

表には、指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていない事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

1 上記の表に記載した指定業種（以下同じ。）に係る原油等の仕入単価の上昇

$$E / e \times 100 - 100$$

上昇率 %

E：指定業種に係る原油等の最近1か月間における平均仕入単価

円

e：指定業種に係るEの期間に対応する前年1か月間の平均仕入単価

円

2 全体の売上原価のうち指定業種に係る原油等の仕入価格が占める割合

$$S / C \times 100$$

依存率 %

C：申込時点における最新の全体の売上原価

円

S：Cの売上原価に対応する指定業種に係る原油等の仕入価格

円

3 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況 (A1 / B1) - (a1 / b1) = P1 P1 =

A1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格

円

a1：A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格

円

B1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る売上高

円

b1：B1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る売上高

円

4 全体に係る製品等価格への転嫁の状況 (A1 / B2) - (a1 / b2) = P2 P2 =

A1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格

円

a1：A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格

円

B2：申込時点における最近3か月間の全体の売上高

円

b2：B2の期間に対応する前年3か月間の全体の売上高

円

墨産経証第 号

平成 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

墨田区長

山本 亨

(注) 本認定書の有効期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(留意事項) 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(口 -)

平成 年 月 日

墨田区長様

【申請者】

事業所名

所在地

代表者名

®

私は表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品（以下「原油等」という。）の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

表には、指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていない事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

1 上記の表に記載した指定業種（以下同じ。）に係る原油等の仕入単価の上昇

$$E / e \times 100 - 100$$

上昇率 %

E：指定業種に係る原油等の最近1か月間における平均仕入単価

円

e：指定業種に係るEの期間に対応する前年1か月間の平均仕入単価

円

2 全体の売上原価のうち指定業種に係る原油等の仕入価格が占める割合

$$S / C \times 100$$

依存率 %

C：申込時点における最新の全体の売上原価

円

S：Cの売上原価に対応する指定業種に係る原油等の仕入価格

円

3 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況 (A1 / B1) - (a1 / b1) = P1 P1 =

A1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格

円

a1：A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格

円

B1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る売上高

円

b1：B1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る売上高

円

4 全体に係る製品等価格への転嫁の状況 (A1 / B2) - (a1 / b2) = P2 P2 =

A1：申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格

円

a1：A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格

円

B2：申込時点における最近3か月間の全体の売上高

円

b2：B2の期間に対応する前年3か月間の全体の売上高

円

墨産経証第 号

平成 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

墨田区長

山本 亨

(注) 本認定書の有効期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(留意事項) 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

確認書 { 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号 (口 -) の
規定による認定申請書に係る }

1 指定業種に係る原油等の仕入単価の上昇について

	指定業種に係る原油等の最近 1 か月間における平均仕入単価	指定業種に係る原油等の前年同月の平均仕入単価	指定業種に係る原油等の仕入単価の上昇率 ($E / e \times 100 - 100$)
指定業種	円 (E)	円 (e)	%

2 指定業種に係る原油等の仕入価格について

(1) 指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等に転嫁できていない事業が属する業種 (1)	(2) 指定業種に係る原油等の仕入価格
	円
	円
合計	円 (S)

1 認定申請書の表には、(1) 欄に記載する指定業種 (日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名) と同じ業種を記載してください。なお、原油等の仕入価格の算出ができる指定業種のみ
の記載でも可能です。

2 指定業種に係る原油等の仕入価格を合算して記載することも可能です。

3 企業全体の売上原価に占める指定業種に係る原油等の仕入価格の割合について

全体の売上原価	指定業種に係る原油等の仕入価格	全体の売上原価に占める指定業種に係る原油等の仕入価格の割合 ($S / C \times 100$)
円 (C)	円 (S)	%

4 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況について

指定業種 ()	最近 3 か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 (A 1)	最近 3 か月間の指定業種に係る売上高 (B 1)	($A 1 / B 1 \times 100$)	前年同期の指定業種に係る原油等の仕入価格 (a 1)	前年同期の指定業種に係る売上高 (b 1)	($a 1 / b 1 \times 100$)
	円	円	%	円	円	%
	円	円	%	円	円	%
合計	円 (A 1)	円 (B 1)	%	円 (a 1)	円 (b 1)	%

2 に記載した指定業種と同じ業種を記載してください。

5 全体に係る製品等価格への転嫁の状況

最近 3 か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 (A 1)	最近 3 か月間の全体の売上高 (B 2)	($A 1 / B 2 \times 100$)	前年同期の指定業種に係る原油等の仕入価格 (a 1)	前年同期の全体の売上高 (b 2)	($a 1 / b 2 \times 100$)
円 (A 1)	円 (B 2)	%	円 (a 1)	円 (b 2)	%

注意 1 本書のほかに、売上高の確認できる書類として、試算表又は売上台帳等の写しも必ず提出してください。

注意 2 本書のほかに、指定業種に属する事業を営んでいることが確認できる書類等 (登記簿謄本許認可証、事業で取扱いしている製品のカタログ等の写し) も必ず提出してください。